

「阿久根市空家等対策計画（改訂版）案」に対する意見と阿久根市の考え方

● 提出人数 2 名

● 提出のあった意見数 6 件

意 見	市の考え方
1 （第1章 2－(3) 空家等の実態調査 ア 調査の内容） 上下水道が止まっていなくとも空家同然のひどい家や、上下水道が無い建物（工作物？）で危険なものがあると思うので、上記の調査からもれている空家があるのはご承知かと思います。それを補うためには市民から広く情報を得る仕組みの構築と、そのような情報もデータベースへ追加する必要があると思います。 今後市民から積極的に情報を得よう「市民からの空き家、危険建物の情報を受け付ける窓口」を14ページの「庁内の組織体制及び役割」のなかに明記していただきたい。総合窓口がその機能かもしれないが、総合窓口という名前では、市民は通報しにくい。積極的に情報を集める姿勢をしめすと通報しやすいと思います。	情報収集体制及び手段についてのご意見として承ります。 今後、空家等の適正管理や情報収集に関し、リーフレット作成や、広報誌及び市ホームページ等を活用した分かりやすい周知を図り、情報収集に努めてまいります。 また、収集した情報についても、データベースへの反映に努めてまいります。
2 （第1章 2－(3) 空家等の実態調査 ア 調査の内容 関連） 空家と特定（認定？）された家屋を近くの住民に情報公開する方法を考えてほしい。住民が一番不安、不満なのは、自分の近所の空家（らしいと思える建物）が今どんな状況にあるのがわからないこと。市がデータベースを構築するのなら、空家の状況をどのように近隣の人に伝えるのか、その方法、仕組みを作り公開してほしい。わざわざ	空家等に対する対応状況等の情報の公開についてのご意見として承ります。 情報の公開については、今後、関係課・関係機関と公開の可否を含め、公開できる情報の内容や情報の公開方法等について必要な協議・検討を行ってまいります。

市役所にいかなくても確認できる方法をお願いします。情報が見たい理由は言うまでもなく、撤去の強制執行段階にあれば安心できるし、市が所有者とは連絡がとれているとわかるだけでも少しは安心できる。昔から住んでいる人は、その空家の主の状況などは噂である程度は知っていると思うが、移住してきた人には全く分からないので、そんな幽霊屋敷のようなものが近くにある場所には住みたくないはず。空家の状況（家主捜査中、強制撤去手続き中など）を段階別に色分けしたマップ（少なくともリスト）みたいなものを、住民ならだれでも見られるようにしてほしい。阿久根に移住した県外者は疎外感が強いと聞くので、積極的な地域の情報公開は疎外感の緩和にもつながる。	
3 （第5章 空家等及び空家等跡地の活用の促進） 空家の活用を促進することはぜひ行政としても推進していただきたいが、地域の自治が崩壊することを避ける仕組みや情報伝達が必要と考える。 実際の事例として次のようなことが起こっている。空家を買った県外者が別荘みたいにして使っているため、自治会には入らず、ゴミは勝手に出す、もちろん地域のイベント（草刈り、清掃など）には参加しない。住民も誰が入ったかわからないので不安。こういう人が増えると旧来の自治会が崩壊する。空家は一般的にかなり安いので別荘的に買う人が増えるのではないかと思う。家屋の新たな売買が成立したら、まずは誘致した行政で、「地域の自治会に入ることや地域のルールに従うことなど基本ルールを説明する（パンフ必要）」ことと、自治の長（区長など）に移住した人の情報が行くようにすること。このようなことは個人情報なのでできないという回答がきそうであるが、	自治会における課題に対する行政へのご意見として承ります。 自治会への未加入者に対する課題はこれまでも出されております。 今後も継続して、自治会における課題解決に向けた取組の検討を進めてまいります。

そうであれば代替案をきちんと出すべきである。旧来の自治会を壊してもいいとするのであれば、自治会に頼る現在の仕組みを市が変えるべきである。	
4 （第5章 3 事業の活用促進） これはよい仕組みと思うが、ホームページなどで気軽に問い合わせできるようにした方が活用が進むのではないかと思います。あるいは14 ページの役割に＜空き家バンク＞の情報を提供する部署がわかるようにしたほうがいいのではないか。 例えば、県外にいる家族や親せき、友人が移住したいときに空き家バンクを見たくても、そういうのがあるのかさえ分からないし、どこに聞けばいいかももちろんわからない。県外者が頼るのは、市内在住の家族のお勧め物件だと思います。そのためには市内在住者が空き家バンクに簡単にアクセス出来て、その中から候補の空家を選んであげて、県外の知人に紹介するプロセスがありうる。市内の家族なら、対象の空家の様子を見に行けるので確かな情報として遠方の市外居住者は信頼できる。	空家等の利活用・有効活用についてのご意見として承ります。 空家バンク制度については、市ホームページ及び民間事業者のホームページへの掲載を行っているところですが、現在、物件の登録がないところです。 今後も継続して、制度の定着に向けた周知と広報に努めてまいります。
5 （第5章 3 事業の活用促進） 予算内容とか件（家）数が少ないので、もっと増やしてほしいです。 貸家よりも自分の家が欲しいと思います。 家が古いと工事する場所が多く、水回りだけで予算が終わってしま	空き家改修への補助金についてのご意見として承ります。 これまでの事業実績やニーズの把握を行い、今後の補助制度のあり方について検討を進めてまいります。

うので思うように計画したように出来ません。 自分が生まれ育った家に孫たちが来て住んでくれるので、とっても有りがたいですが、なかなか予算が少なく、増やしてもらえたら有りがたいです。	
6 （参考資料 別紙3 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準） 阿久根市には景観条例はなく、従って景観計画もなく、また地域の保全ルールも詳細な基準で明文化されたものはない（少なくとも私は市から示されたことはない）。従って上記の例では管理状態は客観的に判断できないという恐れがある。その結果、常に判断が甘くなり（というか行政が判断せず）住民の感覚とずれることになる。即ち素案に記載の「状態の例」は有効ではないので他の実効性のある判断根拠に全文書き直しが必要と考えます。今後は評価基準たる景観計画を早急に策定して、その後、今回の記述にもどすべきと考えます。	景観を損なっている状態の判断基準についてのご意見として承ります。 掲載しております資料は、国が定めるガイドラインの抜粋の資料であり、参考資料として掲載しております。 現段階において、景観計画等は策定しておりませんが、これらの策定に向けた検討と併せて、実効性のある判断基準についての検討を進めてまいります。

※ 個人を特定するおそれのある記述については、記載しておりません。